

熊本市低炭素建築物新築等計画の認定等に係る事務処理要綱

制定 平成 2 5 年 3 月 1 日市長決裁

改正 平成 2 5 年 8 月 2 0 日建築指導課長決裁

改正 平成 2 6 年 5 月 1 8 日建築指導課長決裁

改正 平成 3 0 年 3 月 1 9 日建築指導課長決裁

改正 令和 元年 5 月 2 9 日建築指導課長決裁

改正 令和 2 年 7 月 1 日建築指導課長決裁

改正 令和 4 年 1 0 月 2 0 日建築指導課長決裁

改正 令和 5 年 3 月 2 3 日建築指導課長決裁

改正 令和 6 年 3 月 7 日建築指導課長決裁

改正 令和 7 年 3 月 1 8 日建築指導課長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 8 4 号。以下「法」という。）に規定する低炭素建築物新築等計画認定制度の施行に関し、必要な事項を定めるものである。

(市長が定める機関による技術的審査)

第 2 条 法第 5 3 条第 1 項又は法第 5 5 条第 1 項の規定による認定の申請（以下「認定申請」という。）をしようとする者（以下「認定申請者」という。）は、当該認定申請を行う前に、法第 5 3 条第 1 項に規定する低炭素建築物新築等計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）が法第 5 4 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合していることについて、次に掲げる機関（業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は新築の建設工事を請け負う者に支配されている者を除く。以下「市長が定める機関」という。）による審査（以下「技術的審査」という。）を受けることができる。

(1) 住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住宅部分が認定対象の場合 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）第 1 4 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）又は住宅の品質確保の

促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号。以下「品確法」という。）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）

(2) 前号以外の建築物が認定対象の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

2 認定申請者は、前項の技術的審査の結果において低炭素建築物新築等計画が法第５４条第１項第１号に掲げる基準に適合すると認められた場合にあっては、市長が定める機関から適合していることを証する書類（以下「適合証」という。）の交付を受けるものとする。

（市長が認める基準）

第３条 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成２４年経済産業省・国土交通省・環境省告示第１１９号。以下「認定基準」という。）Ⅱ第２の市長が認めるものは、熊本県地球温暖化の防止に関する条例（平成２２年熊本県条例第１６号。以下「条例」という。）第３２条第１項又は第２項の規定により作成された建築物環境配慮計画書において、環境配慮評価結果の環境効率ＢＥＥが１．５以上（ランクＡ以上）又はライフサイクルＣＯ２排出率が８０％以下（☆☆☆以上）であるものとする。

2 前項において作成された建築物環境配慮計画書は、条例第３５条の規定により公表するものとする。

（市長が必要と認める図書）

第４条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成２４年国土交通省令第８６号。以下「施行規則」という。）第４１条第１項の市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 低炭素建築物新築等計画認定事前調査票（別記第１号様式）
- (2) 委任状（代理者によって認定の申請を行う場合に限る。）
- (3) 技術的審査を受けた場合にあっては適合証、品確法第６条第１項に基づく設計住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるものの写し
- (4) 認定基準Ⅱ第２の措置を講じる場合にあっては、熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則（平成２２年熊本県規則第２５号）第２９条に規定する建築物環境配慮計画書及びその添付図書

(5) 認定基準Ⅱ第1. 1 (2) へに係る審査に当たり、品確法第44条第1項に規定する登録住宅型式性能認定等機関（以下「登録住宅型式性能認定等機関」という。）が行う住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅の場合にあっては、登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し

（市長が不要と認める図書）

第5条 施行規則第41条第3項の市長が不要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる事項の全てが明示されている図書。ただし、次に掲げる事項以外で、当該図書に明示すべき事項が明示されている場合を除く。

住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る低炭素建築物新築等計画の認定申請のうち、住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあつては、低炭素建築物新築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、住宅型式性能認定書において明示されていると判断されるもの

（建築確認申請書等）

第6条 認定申請者が法第54条第2項の規定に基づく申出をする場合（法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）は、低炭素建築物新築等計画に計画通知取扱申請書（別記第2号様式）を添付するものとする。

2 法第54条第2項の規定に基づき提出する建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書は、正本1通及び副本1通とする。

3 認定申請者は、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を提出する場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、同条第7項の適合判定通知書又はその写しを添付するものとする。

（計画通知）

第7条 市長は、前条第1項の申出により法第54条第3項の規定に基づく通知をする場合にあっては、低炭素建築物新築等計画に低炭素建築物新築等計画通知書（別記第3号様式）を添付するものとする。

（申請の取下届）

第8条 認定申請者は、当該認定申請を取り下げる場合にあっては、低炭素建築物新築等計画認定等申請取下届（別記第4号様式）の正本1通及び副本1通を市長に提出するものとする。

2 前項の場合において、提出された認定申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

（適合するかどうかを判断することができない旨の通知）

第9条 市長は、認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項に掲げる基準に適合するかどうかを判断することができない場合又は法第54条第4項において準用する建築基準法第18条第15項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨の通知書の交付を受けた場合にあっては、適合するかどうかを判断することができない旨の通知書（別記第5号様式）を認定申請者へ通知するものとする。

（認定しない旨の通知）

第10条 市長は、認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項に掲げる基準に適合しないと認めた場合又は法第54条第4項において準用する建築基準法第18条第15項の規定による適合しない旨の通知書の交付を受けた場合にあっては、認定しない旨の通知書（別記第6号様式）を認定申請者へ通知するものとする。

（軽微な変更）

第11条 法第55条第1項に規定する認定建築主（以下「認定建築主」という。）は、法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画（以下「認定低炭素建築物新築等計画」という。）について、施行規則第44条各号に掲げる変更をしようとする場合は、軽微変更説明書（別記第7号様式）の正本1通及び副本1通に当該変更に係る図書を添えて市長に提出するものとする。

（建築工事完了報告書）

第12条 認定建築主は、認定申請に係る建築物の工事を完了したときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の工事が完了した旨の報告書（建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた場合にあっては別記第8-1号様式、それ以外の場合にあっては別記第8-2号様式）により、認定低炭素建築物新築等計画に従って工事が行われた旨を市長に報告するもの

とする。

2 別記第8-1号様式による報告においては、建築士法（昭和25年法律第202号）第20条第3項の規定により提出された工事監理報告書及び建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写しを添付するものとする。

3 別記第8-2号様式による報告においては、施工者が発注者に提出した工事完了報告書（工事写真を含む。）の写しを添付するものとする。

（認定建築主変更届）

第13条 次に掲げる者は、認定建築主変更届（別記第9号様式）正本1通及び副本1通を市長に提出するものとする。

(1) 認定建築主の一般承継人

(2) 認定建築主から、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の所有権その他建築及び維持保全に必要な権原を取得した者

（取りやめ申出書）

第14条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の工事を取りやめる旨を申し出る場合にあっては、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の工事を取りやめる旨の申出書（別記第10号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の申し出には、施行規則第43条第1項の規定により交付された認定通知書を添付するものとする。

（報告の徴収）

第15条 法第56条の規定による報告の徴収は、市長が必要と認めるときに、報告を求める旨の通知書（別記第11号様式）により行うものとする。

（改善命令）

第16条 法第57条の規定による改善命令は、市長が必要と認めるときに、改善命令書（別記第12号様式）により行うものとする。

（認定取消し）

第17条 法第58条の規定による認定低炭素建築物新築等計画の認定の取消しの通知は、認定取消通知書（別記第13号様式）により行うものとする。

(施行期日)

この要綱は、平成２５年３月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成２５年８月３１日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成２７年６月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成３０年３月１９日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年５月２９日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和２年７月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和４年１１月７日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和５年３月２３日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記第1号様式(第4条関係)(日本工業規格A列4番)

※添付図書 この調査票に付近見取図・配置図・平面図・立面図の添付をお願いします。
(関係部署に許可等が不要な場合は必要ありません。)

受付番号	No.
------	-----

低炭素建築物新築等計画認定事前調査票

年 月 日

1. 建築計画の概要

申請者	フリガナ: 氏名:			
敷地の地名地番	熊本市			
建て方	☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等 ☐ 非住宅		適合証添付	有・無
階数	地上階 / 地下階	構造種別	木造・2×4・S造・RC造・SRC造・CB造 木質系工業化住宅・鉄骨系工業化住宅・RC系工業化住宅 その他()	
申請戸数 (全体戸数)	戸(戸)			
主な戸当たり面積 (延床面積)	m ² (m ²)	申請方法	☐ 住戸 ☐ 建築物 ☐ 住戸+建築物	
連絡先	事務所名	氏名	TEL	FAX

2. 他法令の区域、届出、協議、合議(以下許可等)

都市の低炭素化の促進に関する法律第3条第1項の規定に基づく基本方針(告示第118号)の規定による

規制事項	関係部署名	許可等の要・不要(報告者記入)	関係部署受付	番号
緑地の区域 都市計画法第11条第1項2号	都市政策課	☐ 要(☐ 済、 ☐ 手続中) : ☐ 不要	/ () 印	16
緑地協定区域 都市緑地法第45条第1項	みどり政策課	☐ 要(☐ 済、 ☐ 手続中) : ☐ 不要	/ () 印	27
建築協定区域 建築基準法第69条	建築指導課	☐ 要(☐ 済、 ☐ 手続中) : ☐ 不要	/ () 印	56

- 注1 表における番号欄は「熊本市 建築物等に関する規制と手続き窓口一覧」の番号です。
注2 この調査報告書に必要な許可証、届出済証、協議済証等を提示すれば、関係部署受付欄の記入は不要です。
注3 この調査報告書は、認定申請をする際、正本に添付してください。

熊本市建築指導課・建築審査室

計画通知取扱申請書

年 月 日

熊本市長 宛

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

下記の建築物に係る低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けたいので、建築基準法施行規則第1条の3に規定する書類を添付して申請します。

記

- 1. 申請に係る建築物の位置
- 2. 建築物の用途
- 3. 延べ床面積（㎡）

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

（注意）申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

別記第3号様式（第7条関係）（日本工業規格A列4番）

低炭素建築物新築等計画通知書

建築主事 様

第 号
年 月 日

熊本市長

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第3項の規定により低炭素建築物新築等計画を通知します。

※手数料欄			
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印

(注意) ※印の欄には、記入しないでください。

低炭素建築物新築等計画認定等申請取下届

年 月 日

熊本市長 宛

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
代表者の氏名

下記の低炭素建築物新築等計画の認定に係る申請を取り下げたいので、熊本市低炭素建築物新築等計画の認定等に係る事務処理要綱第8条の規定により届け出ます。

記

- 1. 申請の種類
- 2. 申請年月日
- 3. 申請に係る建築物の位置
- 4. 取下げ理由

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

(注意) 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第 号
年 月 日

適合するかどうかを判断することができない旨の通知書

様

熊本市長

下記の申請による低炭素建築物新築等計画は、下記の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 1 項に掲げる基準（法第 5 4 条第 2 項の申し出があった場合は建築基準関係規定を含む。）に適合するかどうかを判断することができないので、これを通知します。

なお、この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に熊本市長に対して審査請求をすることができます。審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本市（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えはその審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

記

- 1．申請年月日
- 2．申請に係る建築物の位置
- 3．理由

（備考）

- ・本通知を受けた場合は、年 月 日までに申請図書等の補正又は追加説明書の提出をしてください。なお、期限内に補正又は提出がされない場合は、審査を完了します。
- ・認定申請に併せて確認申請の申し出があった場合、建築基準法第 6 条第 4 項及び第 6 項に規定する審査期間には、本通知書の通知日以降の日数は含まれません。

第 号
年 月 日

認定しない旨の通知書

様

熊本市長

下記の申請による低炭素建築物新築等計画は、下記の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項に掲げる基準（法第 54 条第 2 項の申し出があった場合は建築基準関係規定を含む。）に適合しないと判断したため、認定しないこととしたので、これを通知します。

なお、この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に熊本市長に対して審査請求をすることができます。審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本市（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えはその審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

記

- 1．申請年月日
- 2．申請に係る建築物の位置
- 3．理由

別記第 7 号様式（第 1 1 条関係）（日本工業規格 A 列 4 番）
軽微な変更説明書

正

熊本市長 宛		年 月 日	
申請者			
所在地			
氏名			
電話番号 ()			
認定の年月日 認定の番号	年 月 日 第 号		
敷地の地名地番	熊本市		
建築物等の用途			
設計者事務所	() 建築士事務所 () 知事登録第 号		
	事務所名 住所 Tel ()		
設計者氏名	() 建築士 () 登録 第 号		
軽微な変更の概要	変更された設計図書	変更の概要	

受付欄

【記入上の注意】

1 この変更説明書は、審査担当者と事前協議を行った上で提出してください。

2 軽微な変更説明書は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条に規定する事項が対象であり、これに該当しない変更を行う場合は、変更認定申請が必要になります。

3 変更の内容が他の法令へ影響を及ぼす場合は、提出前にその法令の所管部署の承認を受けてください。

4 変更後の内容が分かる図面等を添付した説明書を 2 部（正・副）添付して提出してください。

※ この説明書の提出にあたっては、認定通知書（副本）をご持参ください。

様式第 7 号（第 1 1 条関係）（日本工業規格 A 列 4 番）
軽微な変更説明書

副

熊本市長 宛		年 月 日	
申請者		所在地	
氏名		電話番号 ()	
認定の年月日 認定の番号	年 月 日 第 号		
敷地の地名地番	熊本市		
建築物等の用途			
設計者事務所	() 建築士事務所 () 知事登録第 号		
	事務所名 住所 Tel ()		
設計者氏名	() 建築士 () 登録 第 号		
軽微な変更の概要	変更された設計図書	変更の概要	

受付欄

【記入上の注意】

1 この変更説明書は、審査担当者と事前協議を行った上で提出してください。

2 軽微な変更説明書は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条に規定する事項が対象であり、これに該当しない変更を行う場合は、変更認定申請が必要になります。

3 変更の内容が他の法令へ影響を及ぼす場合は、提出前にその法令の所管部署の承認を受けてください。

4 変更後の内容が分かる図面等を添付した説明書を2部（正・副）添付して提出してください。

※ この説明書の提出にあたっては、認定通知書（副本）をご持参ください。

別記第 8－1 号様式（第 1 2 条関係）（日本工業規格 A 列 4 番）
（第 1 面）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の工事が完了した旨の報告書

年 月 日

熊本市長 宛

報告者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称
代表者の氏名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の工事が完了したので、熊本市低炭素建築物新築等計画の認定等に係る事務処理要綱第 1 2 条の規定により報告します。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号 第 号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日 年 月 日
3. 認定に係る建築物の位置
4. 認定建築主の氏名又は名称
5. 計画に従って建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士
（ 級）建築士（ ）登録第 号
住所
氏名
（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号
名称
所在地
6. 工事着手年月日 年 月 日
7. 工事完了年月日 年 月 日

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

（注意）

1. 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 工事監理報告書の写し及び検査済証の写しを添付してください。

(第2面)

8. 認定低炭素建築物新築等計画に従って建築物の工事が行われた旨の確認内容

	確認を行った部位、 材料の種類等	照合内容	照合を行った 設計図書	照合結果(不適の場合 は、その内容)
外壁、窓等を通 じての熱の損失 の防止に関する 基準				
一次エネルギー 消費量に関する 基準				
建築物の低炭素 化の促進のため に誘導すべきそ の他の基準				

9. 認定低炭素建築物新築等計画の変更※を行った場合の変更内容(変更申請以外のものに限る。)

--

※変更申請以外で可能な変更は、施行規則第44条に規定される軽微な変更である。

別記第8－2号様式（第12条関係）（日本工業規格A列4番）

（第1面）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の工事が完了した旨の報告書

年 月 日

熊本市長

宛

報告者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称
代表者の氏名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の工事が完了したので、熊本市低炭素建築物新築等計画の認定等に係る事務処理要綱第12条の規定により報告します。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号 第 号

2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日 年 月 日

3. 認定に係る建築物の位置

4. 認定建築主の氏名又は名称

5. 当該建築物の工事を実施した施工者

施工者の名称

建設業の許可番号

主任技術者の氏名

6. 工事着手年月日 年 月 日

7. 工事完了年月日 年 月 日

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

（注意）

1. 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 施工者が発注者に提出した工事完了報告書の写し（工事写真を含む。）を添付してください。

(第2面)

8. 認定低炭素建築物新築等計画に従って建築物の工事が行われた旨の確認内容

	確認を行った部位、 材料の種類等	照合内容	照合を行った 設計図書	照合結果(不適の場合 は、その内容)
外壁、窓等を通じての熱の損失の防止に関する基準				
一次エネルギー消費量に関する基準				
建築物の低炭素化の促進のために誘導すべきその他の基準				

9. 認定低炭素建築物新築等計画の変更※を行った場合の変更内容(変更申請以外のものに限る。)

--

※変更申請以外で可能な変更は、施行規則第44条に規定される軽微な変更である。

認定建築主変更届

年 月 日

熊本市長 宛

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
代表者の氏名

下記の認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物について、一般承継又は所有権その他建築及び維持保全に必要な権原を取得しましたので、熊本市低炭素建築物新築等計画の認定等に係る事務処理要綱第13条の規定により届け出ます。

記

- 1. 認定低炭素建築物新築等計画の認定番号
- 2. 認定低炭素建築物新築等計画の認定年月日
- 3. 認定に係る建築物の位置
- 4. 認定建築主の氏名又は名称（変更前）
- 5. 変更の理由

（本欄には記入しないでください。）

受付欄			決 裁 欄		
年 月 日				年 月 日	
第 号		第 号			
係員印				係員印	

（注意）届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の工事を取りやめる旨の申出書

年 月 日

熊本市長 宛

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

下記の認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の工事を取りやめたいので、熊本市低炭素建築物新築等計画の認定等に係る事務処理要綱第14条の規定により申し出ます。

記

- 1. 認定低炭素建築物新築等計画の認定番号
- 2. 認定低炭素建築物新築等計画の認定年月日
- 3. 認定に係る建築物の位置
- 4. 認定建築主の氏名又は名称
- 5. 取りやめの理由

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

- （注意）
- 1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 2. 認定建築主の氏名の欄には、工事を行う権原を有さない者は記載する必要はありません。

第 年 月 日 号

報告を求める旨の通知書

様

熊本市長

下記の認定低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 6 条の規定により、下記の報告を求めます。

なお、この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、同法により罰せられることがありますので申し添えます。

記

- 1．認定低炭素建築物新築等計画の認定番号
- 2．認定低炭素建築物新築等計画の認定年月日
- 3．認定に係る建築物の位置
- 4．認定建築主の氏名又は名称
- 5．報告を求める内容
- 6．報告の期限

第 年 月 日 号

改 善 命 令 書

様

熊本市長

下記の認定低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 7 条の規定により、下記の改善に必要な措置を命じます。

なお、この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に熊本市長に対して審査請求をすることができます。審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本市（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えはその審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

記

- 1．認定低炭素建築物新築等計画の認定番号
- 2．認定低炭素建築物新築等計画の認定年月日
- 3．認定に係る建築物の位置
- 4．認定建築主の氏名又は名称
- 5．命ずる措置
- 6．改善の期限

第 年 月 日 号

認 定 取 消 通 知 書

様

熊本市長

下記の認定低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 8 条の規定に基づき、下記の理由により当該認定計画の認定を取り消しましたので、これを通知します。

なお、この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に熊本市長に対して審査請求をすることができます。審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本市（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えはその審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

記

1 . 認定低炭素建築物新築等計画

認 定 番 号 第 号
認 定 年 月 日 年 月 日

() 確 認 番 号 第 号
確 認 年 月 日 年 月 日
建築主事の氏名

2 . 認定に係る建築物の位置

3 . 認定建築主の氏名又は名称

4 . 理由

() は法第 5 4 条第 4 項において準用する建築基準法第 1 8 条第 3 項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。